

工事現場に配置される技術者(現場代理人・主任技術者)の効率的運用

平成26年4月1日

技術者(現場代理人・主任技術者)の適正な配置について

佐賀市では、建設工事請負契約約款第10条第2項に規定する「現場代理人の常駐義務」について、社会情勢に応じて継続的な緩和措置を講じてきたが、経済対策事業によって技術者が不足していること。また、通信手段の発達により、発注者との連絡体制が強化されたことや、担い手の確保が困難な建設業者の施工体制の合理化に配慮する必要性が考えられる。これらに対応するため、一定の要件を満たした場合に限り現場代理人の常駐義務緩和措置の適用期間の延長をしました。

また、入札不調対策として技術者の効率的運用を図る観点から建設業法第26条で定めている主任技術者について一定の要件を満たす場合の、緩和措置運用の適用期間の延長をしましたのでお知らせします。

SAGA CITY



1 現場代理人の緩和措置について

現場代理人緩和措置の要件

兼任できる工事件数	佐賀市(上下水道局含む。)発注工事で兼任できる工事は、現場代理人1人につき3件までとする。ただし、佐賀県(佐賀土木事務所管内の県発注工事)が現場代理人の兼任を認めた場合は、本市発注工事との兼任ができるものとする。なお、近接工事は1件として扱う。(※注意1:年間管理委託(水草除去含む。)は手持ち件数の扱いとしない。ただし、浚渫委託は1件の工事扱いとなる。)
兼任場所	佐賀市内
兼任総額	5,000万円未満(当初契約額による。)
工種限定	工種の限定は行わない。
資格要件	現場代理人の資格要件は問わない。

○ 適用基準日

この取扱いは、既に契約済みの工事案件及び平成26年4月1日から公告又は指名通知を行う工事に適用する。

○ 諸経費調整について

同一の現場代理人が兼任することによる諸経費調整は行わない。ただし、同一工種による近接工事扱い(工作物の一体性若しくは連続性が認められる)となる場合は、この限りでない。

○ 手続きについて

1. 契約時に提出する「現場代理人等届出書」と兼任する他の工事件名を記載して「現場代理人兼任届出書」も同時に提出すること。
2. 既発注工事の監督員に、兼任の現場代理人になったことを文書で報告する。



1-1 現場代理人の緩和措置(適正な配置)

【佐賀市現場代理人緩和措置の配置例】				
◇ 現場代理人兼任総額を5,000万円に変更(ただし、主任技術者の専任緩和措置との関係で必要があると認めるときは、この限りではない。)				
◇ 1人の現場代理人が兼任できる件数は3件までとする。				
◇ 但し、県との現場代理人兼任が出来る総額は4,000万円未満とする。				
○佐賀市の現場代理人緩和措置(受注金総額5,000万円未満を適用)				
	橋梁長寿命化対策工事(佐賀市)	下水道工事(上下水道局)	公共災害工事(佐賀市)	受注総額の合計(当初契約額)
	受注額 1,600万円	受注額2,000万円	受注額1,300万円	
現場代理人(A)	○(現場代理人(A)は届出3件まで配置可能)			佐賀市の例 5,000万円>4,900万円 佐賀市の緩和措置が適用される
主任技術者(B)	○(主任技術者(B)は非専任で配置可能)			
○佐賀県との現場代理人緩和措置(受注金総額4,000万円未満が適用される)				
	道路改良工事(佐賀市)	集落基盤整備工事(佐賀市)	河川改修工事(佐賀県)	受注総額の合計(当初契約額)
	受注額 1,000万円	受注額 900万円	受注額 2,300万円	
現場代理人(A)	○(現場代理人(A)は兼任要件を満たし配置可能)		×佐賀県との現場代理人緩和措置要件を満たさない。 (佐賀県との現場代理人兼任は不可)	佐賀県の例 4,000万円<4,200万円 総額が佐賀県の緩和措置の総額を超えるため 兼ねることは不可
主任技術者(B)	○(主任技術者(B)は非専任で配置可能)		×主任技術者(B)は上記の理由から兼任は不可	



2 主任技術者の効率的な活用配置についての取り扱い

主任技術者の専任緩和措置(佐賀市運用)

兼任できる工事件数	佐賀市(上下水道局含む。)発注の工事に限り、主任技術者の専任する工事兼任を2件まで認める。 <u>但し、1人の主任技術者が2件の現場代理人及び主任技術者を同時に兼ねることは出来ない。(＊配置パターン4を参照)</u>
兼任条件	対象工事: 請負代金額が3,500万円(建築一式工事である場合は7,000万円)以上の主任技術者の専任が本来必要な工事であって、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が概ね 10km程度 (直線距離)の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事
兼任場所	佐賀市内
発注機関	兼任できる発注機関は原則として佐賀市(上下水道局含む。)に適用する。 (＊但し国・県の事業で主任技術者の兼任要件を認める場合は可能)
資格要件	建設業法第26条で定めている主任技術者 注意1) <u>専任の監理技術者が配置される工事は適用されない。</u>



2-1 主任技術者専任の緩和措置手続きについて

1) 手続き

工事請負代金額が3,500万円（建築一式工事である場合は7,000万円）以上の工事の主任技術者を兼任とする場合は、契約時に提出する「現場代理人等届出書」と同時に指定様式1「主任技術者の兼務承認申請書」に兼任する他の工事について記入のうえ提出してください。

2) 適用期間

この取扱いは、既に契約済みの工事案件及び平成26年4月1日から公告又は指名通知等を行う工事に適用する。

3) 配置技術者の届出に関する注意事項

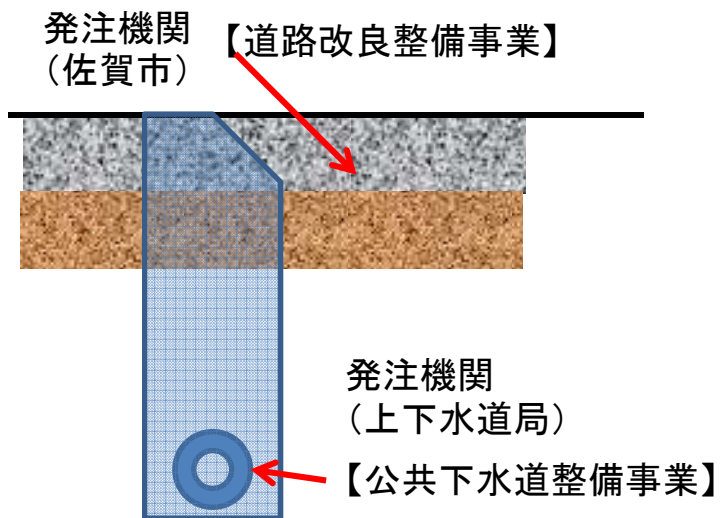
- (1) 品質確保の観点から、既発注側の主任技術者の変更届出は認められない。
- (2) 主任技術者の専任緩和措置に関する判断は、双方の発注担当課が認めた案件が対象工事となる。このため、「現場代理人等届出書」及び「主任技術者の兼務承認申請書」を提出する前に、この制度が適用されるか発注担当課に確認し承認を得ること。

4) その他

- (1) 主任技術者の専任緩和措置の適用により、同一業者が現場の施工管理を一体的に行うが、近接工事扱いとはならないため経費調整は行わない。（近接工事の場合はこの限りではない。）
- (2) 提出された「現場代理人等届出書」及び「主任技術者の兼務承認申請書」の記載内容に虚偽があった場合は、指名停止措置等を行うことがある。
- (3) 監理技術者の配置が必要となる工事にこの制度は適用されない。このため、建設業法を遵守しこの制度を活用すること。

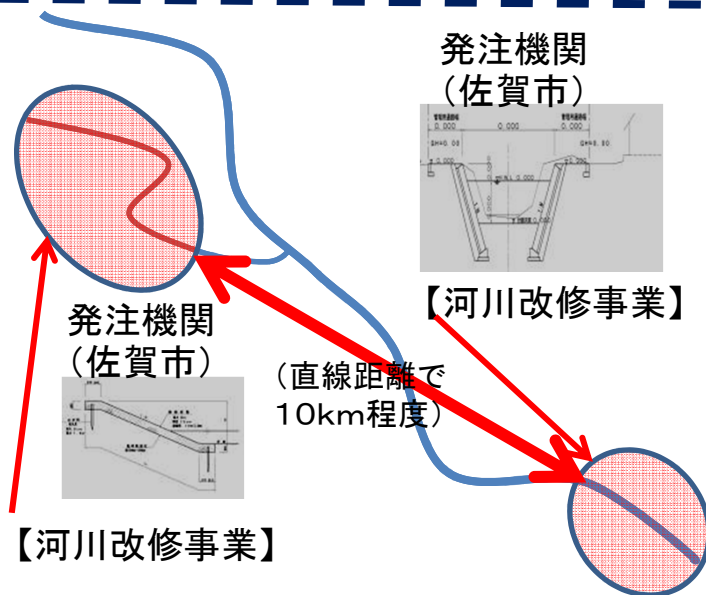


2-2 主任技術者専任の緩和措置配置モデル図



例：従来型（近接工事）

	道路改修事業(既発注)	公共下水道事業
請負金額 (当初契約額)	4,500万円	4,300万円
専任要件	同一路線内で工事調整が必要(陸路100m以内)	
技術者	<ul style="list-style-type: none"> 主任技術者専任 監理技術者専任(随意契約に限る) 	
下請け条件	下請け総額4,000万円以上は監理技術者配置並びに特定建設許可業が必要となる。	



例：佐賀市運用（新規）

	河川改修事業(既発注)	河川改修事業(新規)
請負金額 (当初契約額)	3,600万円	3,800万円
専任要件	流域が同一であり、施工にあたり相互に調整を要する工事(直線距離で概ね10km程度)	
技術者	主任技術者専任(兼任を認める)	
下請け条件	専任の監理技術者が配置される工事は適用されない。	



2-3 主任技術者専任緩和措置(適正な配置:2件の総額7,000万円未満)

【主任技術者専任緩和措置の配置例】				
○主任技術者専任緩和措置(監理技術者の適用を受けないこと、専任・非専任工事であっても原則2件)				(主任技術者の配置可能)
パターン1	河川改修工事(既発注)	河川改修工事(新規)	緩和措置要件	受注額合計
	受注額 2,000万円	受注額3,800万円		
現場代理人(A)(C)	現場代理人(A)	現場代理人(C)	・概ね10km程度	主任技術者緩和措置要件を満たす 5,800万円
主任技術者(B)	主任技術者(B)は専任で兼任配置可能		・河川水位の調整(有)	
* 既発注の主任技術者(B)を変更することは認めない。				
○主任技術者専任緩和措置(監理技術者の適用を受けないこと、専任工事は原則2件)				(主任技術者の配置可能)
パターン2	河川改修工事(既発注)	河川改修工事(新規)	緩和措置要件	受注総額の合計(当初契約額)
	受注額 2,000万円	受注額3,800万円		
現場代理人(A)	現場代理人(A)	主任技術者(B)は現場代理人(A)として届出可能	・概ね10km程度	主任技術者緩和措置要件を満たす 5,800万円
主任技術者(B)	主任技術者(B)は専任で兼任配置可能		・河川水位の調整(有)	
* 既発注の主任技術者(B)を変更することは認めない。				
○主任技術者専任緩和措置(監理技術者の適用を受けないこと、専任・非専任工事であっても原則2件)				(主任技術者の配置可能)
パターン3	河川改修工事(既発注)	河川改修工事(新規)	緩和措置要件	受注額合計
	受注額 2,000万円	受注額3,800万円		
現場代理人(A)	現場代人(A)は河川改修(新規)の現場代理人として届出を認める		・概ね10km程度	主任技術者緩和措置要件を満たす 5,800万円
主任技術者(B)	主任技術者(B)は専任で兼任配置可能		・河川水位の調整(有)	
* 既発注の主任技術者(B)を変更することは認めない。				
○主任技術者専任緩和措置(監理技術者の適用を受けないこと、専任・非専任工事であっても原則2件)				(主任技術者の配置不可)
パターン4	河川改修工事(既発注)	河川改修工事(新規)	緩和措置要件	受注額合計
	受注額 2,000万円	受注額3,800万円		
現場代理人(A)	1人の主任技術者(B)が同時に2件の現場代理人(A)と主任技術者(B)を兼ねることが出来ない		・概ね10km程度	5,800万円 * 2の理由により緩和措置の適用は認めない
主任技術者(B)	上記の理由から主任技術者(B)の兼任配置は認めない		・河川水位の調整(有)	
* 1 既発注の主任技術者(B)を変更することは認めない。				
* 2 公共工事の品質を確保する観点から1人の主任技術者(B)が双方の現場代理人(A)を兼ねて管理することは認めない。				



2-4 主任技術者専任緩和措置(適正な配置:2件の総額7,000万円以上)

【主任技術者専任緩和措置の配置例】				
○主任技術者専任緩和措置(監理技術者の適用を受けないこと、専任工事は原則2件)				(主任技術者の配置可能)
パターン1	河川改修工事(既発注)	河川改修工事(新規)	緩和措置要件	受注総額の合計(当初契約額)
	受注額 3,800万円	受注額4,000万円		
現場代理人(A)(C)	現場代理人(A)	現場代理人(C)	・概ね10km程度 ・河川水位の調整(有)	主任技術者緩和措置要件を満たす 7,800万円
主任技術者(B)	主任技術者(B)は専任で兼任配置可能			
* 既発注の主任技術者(B)を変更することは認めない。				
○主任技術者専任緩和措置(監理技術者の適用を受けないこと、専任工事は原則2件)				(主任技術者の配置可能)
パターン2	河川改修工事(既発注)	河川改修工事(新規)	緩和措置要件	受注総額の合計(当初契約額)
	受注額 3,800万円	受注額4,000万円		
現場代理人(A)	現場代理人(A)	主任技術者(B)は現場代理人(A)として届出可能	・概ね10km程度 ・河川水位の調整(有)	主任技術者緩和措置要件を満たす 7,800万円
主任技術者(B)	主任技術者(B)は専任で兼任配置可能			
* 既発注の主任技術者(B)を変更することは認めない。				
○主任技術者専任緩和措置(監理技術者の適用を受けないこと、専任工事は原則2件)				(主任技術者の配置可能)
パターン3	河川改修工事(既発注)	河川改修工事(新規)	緩和措置要件	受注総額の合計(当初契約額)
	受注額 3,800万円	受注額4,000万円		
現場代理人(A)	現場代理人(A)は河川改修(新規)の現場代理人として届出を認める		・概ね10km程度 ・河川水位の調整(有)	主任技術者緩和措置要件を満たす 7,800万円
主任技術者(B)	主任技術者(B)は専任で兼任配置可能			
* 既発注の主任技術者(B)を変更することは認めない。				
○主任技術者専任緩和措置(監理技術者の適用を受けないこと、専任工事は原則2件)				(主任技術者の配置不可)
パターン4	河川改修工事(既発注)	河川改修工事(新規)	緩和措置要件	受注額合計
	受注額 3,800万円	受注額4,000万円		
現場代理人(A)	1人の主任技術者(B)が同時に2件の現場代理人(A)と主任技術者(B)を兼ねることは認めない		・概ね10km程度 ・河川水位の調整(有)	7,800万円 * 2の理由により緩和措置の適用は認めない
主任技術者(B)	上記の理由から主任技術者(B)の兼任配置は認めない			
* 1 既発注の主任技術者(B)を変更することは認めない。				
* 2 公共工事の品質を確保する観点から1人の主任技術者(B)が双方の現場代理人(A)を兼ねて管理することは認めない。				

